

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○ 港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通四一)

〔告 示〕

○ 肥料の登録の有効期間を更新した件 (農林水産五五三)

○ 肥料の名称の変更に係る届出があった件 (同五五四)

○ 肥料を登録した件 (同五五五)

○ 航路標識に関する件 (海上保安庁一六、一九)

○ 吉野熊野国立公園の指定植物を指定する件 (環境三七)

○ 白山国立公園の指定植物を指定する件 (同三八)

○ 自然公園法第二十二條第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件の一部を改正する件 (同三九)

〔人事異動〕

法務省

一

二

三

四

五

六

七

〔公 告〕

諸事項

裁判所

免責、再生関係

特殊法人等

衆議院共済組合定款の一部変更、本州四国連絡高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更、税理士証票無効・登録抹消、地方職員共済組合定款の一部変更関係

地方公共団体

解散命令、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

三 三 三 三 三

省

令

○ 国土交通省令第四十一号

港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第五條第一項第四号及び第二項、第六條第一項第一号並びに第十六條第二項の規定に基づき、港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令
 港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（事業の許可の申請）

第四条 一般港湾運送事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一（略）

二 事業に使用される労働者（日々雇入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。第七項を除き、以下同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号において同じ。）に関し次に掲げる事項

イ 一ホ（略）

三 申請者が引き受けた港湾運送の下請をさせることとなる港湾運送事業者であつて、その者の当該下請に係る行為が法第十六条第二項の規定により当該申請者の行ったものとみなされることとなるもの（以下「関連下請事業者」という。）がある場合は、当該関連下請事業者に関し次に掲げる事項

イ（略）

ロ 下請をさせることとなる法第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為の種別ごとの貨物の年間（当該関連下請事業者が法第四条の許可（法第二十九条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件及び一年を超えない範囲内の期限を付されたものに限る。以下「特定限定許可」という。）を受けた者である場合にあつては、その事業の実施期間）の取扱数量

ハ（略）

四（略）

2] 港湾荷役事業の事業計画には、前項第一号及び第二号（ロ及びニに限る。）に掲げる事項（次の表の上欄各号のいずれにも該当する者にあつては、同表の下欄に掲げる事項）を記載しなければならない。

<p>一 特定限定許可を受けて港湾荷役事業を営もうとする者</p> <p>二 次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 許可申請港（別表第二の備考第一号ロに規定する二種港（ロにおいて「二種港」という。）又は同表の備考第一号ハに規定する三種港（ロにおいて「三種港」という。）であつて、受けようとする特定限定許可に係る港湾をいう。</p> <p>以下同じ。）において一般港湾運送事業を営んでいる者</p>	<p>一 事業所の数並びに名称及び位置</p> <p>二 業務の範囲</p> <p>三 事業の実施期間</p> <p>四 事業に使用される労働者及び事業の用に供する施設に関し次に掲げる事項</p> <p>イ 法第二条第一項第二号に掲げる行為に関し次に掲げる事項</p> <p>(イ) 労働者（通船の乗組員を除く。以下この項において同じ。）の数</p> <p>(ロ) 荷役機械の種類ごとの台数及び一台ごとの能力</p>
---	--

（事業の許可の申請）

第四条 一般港湾運送事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一（略）

二 事業に使用される労働者（日々雇入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。以下この号、第四号、第五項、次条、第十三条第一項及び第二十四条第一項において同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号、次条及び第十三条第一項において同じ。）に関し次に掲げる事項

イ 一ホ（略）

三 申請者が引き受けた港湾運送の下請をさせることとなる港湾運送事業者であつて、その者の当該下請に係る行為が法第十六条第二項の規定により当該申請者の行ったものとみなされることとなるもの（以下「関連下請事業者」という。）がある場合は、当該関連下請事業者に関し次に掲げる事項

イ（略）

ロ 下請をさせることとなる法第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為の種別ごとの貨物の年間の取扱数量

ハ（略）

四（略）

2] 港湾荷役事業の事業計画には、前項第一号及び第二号（ロ及びニに限る。）に掲げる事項を記載しなければならない。

<p>4 </p> <p>いかだ運送事業の事業計画には、第一項第一号及び第二号（ホに限る。）に掲げる事項（次の表の上欄各号のいずれにも該当する者にあつては、同表の下欄に掲げる事項）を記載しなければならない。</p> <p>一 特定限定許可を受けていかだ運送事業を営もうとする者</p> <p>二 許可申請港において一般港湾運送事業を営んでいる者</p>	<p>1 特定限定許可を受けてはしけ運送事業を営もうとする者</p> <p>2 許可申請港において一般港湾運送事業を営んでいる者</p>	<p>3 </p> <p>はしけ運送事業の事業計画には、第一項第一号及び第二号（ハに限る。）に掲げる事項（次の表の上欄各号のいずれにも該当する者にあつては、同表の下欄に掲げる事項）を記載しなければならない。</p> <p>一 特定限定許可を受けてはしけ運送事業を営もうとする者</p> <p>二 許可申請港において一般港湾運送事業を営んでいる者</p>
<p>一 事業所の数並びに名称及び位置</p> <p>二 業務の範囲</p> <p>三 事業の実施期間</p> <p>四 事業に使用される労働者及び事業の用に供する施設に関し次に掲げる事項</p> <p>イ 労働者（通船の乗組員を除く。）の数</p> <p>ロ 引船一隻ごとの船名、馬力数及び所有又は借受けの別</p>	<p>一 事業所の数並びに名称及び位置</p> <p>二 業務の範囲</p> <p>三 事業の実施期間</p> <p>四 事業に使用される労働者及び事業の用に供する施設に関し次に掲げる事項</p> <p>イ 労働者（通船の乗組員を除く。）の数</p> <p>ロ 船舶又ははしけの一隻ごとの船名及び積下ん数</p> <p>ハ 引船一隻ごとの船名及び馬力数</p> <p>ニ イからハまでに掲げる労働者及び施設により処理し得る貨物の取扱数量</p> <p>五 その他国土交通大臣が必要と認める事項</p>	<p>五</p> <p>その他国土交通大臣が必要と認める事項</p> <p>(イ) 及び(ロ)に掲げる労働者及び施設により処理し得る貨物の取扱数量</p> <p>ロ 法第二十一条第四号に掲げる行為に関し次に掲げる事項</p> <p>(イ) 労働者の数</p> <p>(ロ) 荷役機械の種類ごとの台数及び一台ごとの能力</p> <p>(ハ) 上屋の棟数並びに棟ごとの位置及び面積</p> <p>(ニ) 上屋以外の荷さばき場の箇所数並びに箇所ごとの位置及び面積</p> <p>(ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる労働者及び施設により処理し得る貨物の取扱数量</p>

4 |

いかだ運送事業の事業計画には、第一項第一号及び第二号（ホに限る。）に掲げる事項を記載しなければならない。

3 |

はしけ運送事業の事業計画には、第一項第一号及び第二号（ハに限る。）に掲げる事項を記載しなければならない。

3 |

はしけ運送事業の事業計画には、第一項第一号及び第二号（ハに限る。）に掲げる事項を記載しなければならない。

- ハ 水面貯木場の個所数並びに個所ごとの位置及び面積
- ニ イからハまでに掲げる労働者及び施設により処理し得る貨物の取扱数量
- 五 その他国土交通大臣が必要と認める事項

5 港湾荷役事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の事業計画には、申請者が引き受けた港湾運送の下請をさせることとなる港湾運送事業者（特定限定許可を受けた者に限る）がある場合は、前三項に定めるもののほか、申請者と当該港湾運送事業者との間の港湾運送に係る下請契約の内容に関する事項を記載しなければならない。

6 (略)

7 法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第九号及び第十一号に掲げる書類については、既に国土交通大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

- 一 四 (略)
- 五 港湾運送の需要に関し、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 一般港湾運送事業等に関するものにあつては、推定による貨物の年間（特定限定許可を受けようとする場合にあつては、事業の実施期間）の取扱数量
 - ロ 二 (略)
 - 六 九 (略)
 - 十 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類
 - イ 〇 (略)
 - ハ 設立しようとする法人が株式会社であるときは、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類
 - 十一 (略)

（密接な関係）
 第十一條の二 法第十六條第二項の国土交通省令で定める密接な関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

- 一 三 (略)
- 四 下請事業者が次に掲げる要件の全て（当該下請事業者が特定限定許可を受けた者である場合にあつては、ロに掲げる要件）に該当する者であること。
 - イ 当該一般港湾運送事業者と港湾運送に係る長期の専属の下請契約又はこれに類する契約を締結していること。
 - ロ 当該一般港湾運送事業者から相当の事業の用に供する施設、資金その他の経済上の利益の提供を受けていること。

第十四條 (略)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 譲渡譲受契約書の写し
 - 二 (略)

(新設)

5 (略)

6 法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 四 (略)
- 五 港湾運送の需要に関し、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 一般港湾運送事業等に関するものにあつては、推定による貨物の年間の取扱数量
 - ロ 二 (略)
 - 六 九 (略)
 - 十 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類
 - イ 〇 (略)
 - ハ 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社であるときは、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
 - 十一 (略)

（密接な関係）
 第十一條の二 法第十六條第二項の国土交通省令で定める密接な関係は、次の各号の一に該当する関係とする。

- 一 三 (略)
- 四 下請事業者が当該一般港湾運送事業者と港湾運送に係る長期の専属の下請契約又はこれに類する契約を締結し、かつ、当該一般港湾運送事業者から相当の事業の用に供する施設、資金その他の経済上の利益の提供を受けていること。

第十四條 (略)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 譲渡譲受契約書の写し
 - 二 (略)

三 譲受人が現に港湾運送事業を經營する者でないときは、第四条第七項第九号から第十一号までに掲げる書類及び譲受人（譲受人が法人である場合は、その役員）が法第六条第二項第一号から第四号までのいずれにも該当しない者である旨の宣誓書

四 (略)

(法人の合併又は分割の認可の申請)

第十五条 (略)

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により港湾運送事業を承継する法人が現に港湾運送事業を經營していないときは、第四条第七項第九号又は第十号に掲げる書類

四・五 (略)

三 (略)

(相続人による事業継続の認可の申請)

第十七条 (略)

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 申請者が現に港湾運送事業を經營する者でないときは、第四条第七項第三号及び第十一号に掲げる書類

三 (略)

別表第二(第五条関係)

事業の種類	事業の態様	港 湾						施設及び労働者
		種 港						
一 一般港湾運送事業	イ 業務の範囲に条件が付されていない ロ 一般港湾運送事業	京 浜	大 阪	神 戸	関 門	三 種 港	二 種 港	四十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 三十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 四十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 当該港湾における推定による貨物（港湾運送のうち法第二條第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量の二分の一以上の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
		名古屋	大 阪	神 戸	関 門	三 種 港	二 種 港	

三 譲受人が現に港湾運送事業を經營する者でないときは、第四条第六項第九号から第十一号までに掲げる書類及び譲受人（譲受人が法人である場合は、その役員）が法第六条第二項第一号から第四号までのいずれにも該当しない者である旨の宣誓書

四 (略)

(法人の合併又は分割の認可の申請)

第十五条 (略)

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により港湾運送事業を承継する法人が現に港湾運送事業を經營していないときは、第四条第六項第九号又は第十号に掲げる書類

四・五 (略)

三 (略)

(相続人による事業継続の認可の申請)

第十七条 (略)

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 申請者が現に港湾運送事業を經營する者でないときは、第四条第六項第三号及び第十一号に掲げる書類

三 (略)

別表第二(第五条関係)

事業の種類	事業の態様	港 湾						施設及び労働者
		種 港						
一 一般港湾運送事業	業務の範囲に条件が付されていない 一般港湾運送事業	京 浜	大 阪	神 戸	関 門	三 種 港	二 種 港	四十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 三十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 四十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 当該港湾における推定による貨物（港湾運送のうち法第二條第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量の二分の一以上の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
		名古屋	大 阪	神 戸	関 門	三 種 港	二 種 港	

二 その他の一般港湾運送事業			八 個品運送貨物の船舶への引渡し又は個品運送貨物の船舶からの受取りにあわせてこれらの行為に先行し又は後続する法第二条第一項第三号及び第四号に掲げる行為を一貫して行う一般港湾運送事業		<p>口 木材の船舶からの受取り若しくは荷主への引渡し又は木材の船舶への引渡し若しくは荷主からの受取りにあわせてこれらの行為に先行し又は後続する法第二条第一項第二号及び第五号に掲げる行為を一貫して行う一般港湾運送事業</p>						
(イ) 一種港			一種港、二種港及び三種港		(ハ) 三種港		(ロ) 二種港		(イ) 一種港		
大阪	名古屋	京浜					関門	神戸	大阪	名古屋	京浜
得る施設及び労働者	得る施設及び労働者	得る施設及び労働者	六万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者		当該港湾における推定による木材(港湾運送のうち法第二条第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。)の年間の取扱数量の二分の一以上の木材を年間に処理し得る施設及び労働者		得る施設及び労働者	得る施設及び労働者	得る施設及び労働者	得る施設及び労働者	得る施設及び労働者
十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	二十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者					二十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	二十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	二十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	五十万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	五十万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者

二 その他の一般港湾運送事業			個品運送貨物の船舶への引渡し又は個品運送貨物の船舶からの受取りにあわせてこれらの行為に先行し又は後続する法第二条第一項第三号及び第四号に掲げる行為を一貫して行う一般港湾運送事業		<p>木材の船舶からの受取り若しくは荷主への引渡し又は木材の船舶への引渡し若しくは荷主からの受取りにあわせてこれらの行為に先行し又は後続する法第二条第一項第二号及び第五号に掲げる行為を一貫して行う一般港湾運送事業</p>						
一種港			一種港、二種港及び三種港		三種港		二種港		一種港		
大阪	名古屋	京浜					関門	神戸	大阪	名古屋	京浜
得る施設及び労働者	得る施設及び労働者	得る施設及び労働者	六万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者		当該港湾における推定による木材(港湾運送のうち法第二条第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。)の年間の取扱数量の二分の一以上の木材を年間に処理し得る施設及び労働者		得る施設及び労働者	得る施設及び労働者	得る施設及び労働者	得る施設及び労働者	得る施設及び労働者
十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	二十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者					二十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	二十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	二十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	五十万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	五十万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者

イ 業務の範囲に条件が付されていない港湾荷役事業	二 港湾荷役事業	イ 一種港	京 浜	大 阪	神 戸	関 門	(イ) 一種港 当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第二号及び第四号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及び港湾荷役事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	(ロ) 二種港 当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第二号及び第四号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及び港湾荷役事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	(ハ) 三種港 当該港湾における推定による貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量の二分の一以上の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	(ニ) 二種港 十万吨の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	神 戸 十五万吨の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	関 門 十万吨の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
			名 古 屋	大 阪	神 戸	関 門						

業務の範囲に条件が付されていない港湾荷役事業	港	二種港及び三種港	京 浜	大 阪	神 戸	関 門	当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第二号及び第四号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及び港湾荷役事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第二号及び第四号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及び港湾荷役事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	当該港湾における推定による貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量の二分の一以上の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	二種港 十万吨の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	神 戸 十五万吨の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	関 門 十万吨の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
			名 古 屋	大 阪	神 戸	関 門						

<p>三 はしけ運送事業</p>	<p>イ 業務の範囲に条件が付されていないはしけ運送事業</p>	<p>ロ その他のはしけ運送事業</p>	
<p>(イ) 一種港</p>	<p>(ロ) 二種港及び三種港</p>	<p>(イ) 一種港</p>	<p>(ロ) 二種港及び三種港</p>
<p>(1) 次に掲げる場合以外の場合 当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二條第一項第三号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及びはしけ運送事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者</p> <p>(2) 特定限定許可を受けようとする場合 事業計画に記載された取扱数量の貨物を当該事業計画に記載された事業の実施期間に処理し得る施設及び労働者</p>			

<p>はしけ運送事業</p>	<p>業務の範囲に条件が付されていないはしけ運送事業</p>	<p>その他のはしけ運送事業</p>	
<p>一種港</p>	<p>二種港及び三種港</p>	<p>一種港</p>	<p>二種港及び三種港</p>
<p>数量及び港湾荷役事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者</p> <p>十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者</p> <p>当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二條第一項第三号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及びはしけ運送事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者</p> <p>五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者</p>			

四 いかだ運送事業

種港	(イ) 一種港			
	京浜	名古屋	大阪	神戸
三種港及び二種港	三十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	三十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
二種港及び三種港	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
三種港	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者

備考 この表において一種港、二種港及び三種港とは、それぞれ次の港湾をいう。

- イ 一種港
 - 京浜、名古屋、大阪、神戸及び関門
- ロ 二種港
 - 小樽、室蘭、苫小牧、釧路、青森、八戸、宮古、釜石、仙台塩釜、小名浜、秋田船川、酒田、新潟、鹿島、木更津、千葉、横須賀、清水、三河、衣浦、四日市、伏木富山、金沢、敦賀、舞鶴、尼崎西宮芦屋、姫路、高松、坂出、新居浜、高知、尾道糸崎、広島、徳山下松、博多、三池、水俣、鹿児島及び那覇
- ハ 三種港
 - 稚内、留萌、函館、久慈、大船渡、石巻、両津、直江津、日立、田子の浦、七尾、宮津、和歌山下津、阪南、東播磨、徳島小松島、今治、松山、郡中、岡山、宇野、水島、笠岡、福山、呉、境、岩国、三田尻中関、宇部、小野田、苅田、大牟田、唐津、伊万里、白浦、相浦、佐世保、長崎、三角、八代、大分、津久見、佐伯、細島、油津、名瀬、運天、平良及び石垣

業 いかだ運送事

種港	一種港			
	京浜	名古屋	大阪	神戸
二種港及び三種港	三十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	三十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
二種港及び三種港	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
二種港及び三種港	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者

備考 この表において一種港、二種港及び三種港とは、それぞれ次の港湾をいう。

- イ 一種港
 - 京浜、名古屋、大阪、神戸及び関門
- ロ 二種港
 - 小樽、室蘭、苫小牧、釧路、青森、八戸、宮古、釜石、仙台塩釜、小名浜、秋田船川、酒田、新潟、鹿島、木更津、千葉、横須賀、清水、三河、衣浦、四日市、伏木富山、金沢、敦賀、舞鶴、尼崎西宮芦屋、姫路、高松、坂出、新居浜、高知、尾道糸崎、広島、徳山下松、博多、三池、水俣、鹿児島及び那覇
- ハ 三種港
 - 稚内、留萌、函館、久慈、大船渡、石巻、両津、直江津、日立、田子の浦、七尾、宮津、和歌山下津、阪南、東播磨、徳島小松島、今治、松山、郡中、岡山、宇野、水島、笠岡、福山、呉、境、岩国、三田尻中関、宇部、小野田、苅田、大牟田、唐津、伊万里、白浦、相浦、佐世保、長崎、三角、八代、大分、津久見、佐伯、細島、油津、名瀬、運天、平良及び石垣

二 この表(第三号ロの項②、第四号ロの項②を除く。)は、年ごと更新
 するが、船舶及びはしけ以外の施設とあつたは、一年未満の期間を定めて借り受けるものを添
 したものとせらう。

附 則
 この命令が、公布の日から施行する。

知 示

○農林水産省大臣官舎(第三号ロの項②、第四号ロの項②を除く。)は、年ごと更新
 するが、船舶及びはしけ以外の施設とあつたは、一年未満の期間を定めて借り受けるものを添
 したものとせらう。

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人
 の名称及び住所

有効期間が令和7年12月9日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第67084号	化成肥料	くみあい苦土尿素入り 複合添加剤42	片倉コープアグリ株 式会社	東京都千代田区九段北 二丁目8番10号	生第85716号	水産副産物発 酵肥料	ミネラル素盛	森町	千葉県若都郡森町字御 幸町144番地1
生第69913号	化成肥料	みどり有機入り231 BM号	昭光通商アグリ株式 会社	東京都港区芝浦三丁目 1番1号	生第88398号	化成肥料	光有機入り化成みどり S948号	昭光通商アグリ株式 会社	東京都港区芝浦三丁目 1番1号
生第74286号	配合肥料	くみあい苦土入り粒状 複合S121-Zn	ホクレン肥料株式会 社	北海道札幌市中央区北 4条西1丁目1番地	生第88421号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カ ル入り粒状複合130 Ca	ホクレン肥料株式会 社	北海道札幌市中央区北 4条西1丁目1番地
生第78915号	液状肥料	有機入りミネラル8	西日本殖産株式会社	熊本県八代市松崎町 159番地1	生第88422号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カ ル入り粒状複合367 Ca	ホクレン肥料株式会 社	北海道札幌市中央区北 4条西1丁目1番地
生第82114号	化成肥料	コウノシマ腐植酸苦 土、マンガン、ほう素、 有機入り化成S100号	エムシー・フーズ アイコム株式会社	東京都千代田区麹町一 丁目10番地	生第88423号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カ ル入り粒状複合367 Ca	ホクレン肥料株式会 社	北海道札幌市中央区北 4条西1丁目1番地
生第82120号	化成肥料	くみあい有機入り化成 058号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁 目3番1号	生第88425号	汚泥肥料	NPP工業汚泥2号	日本フーズパッカー 株式会社	千葉県上北郡おいらせ 町松原二丁目132番地 35
生第82134号	汚泥肥料	月形肥料1号	月形町	北海道釧路市都月形町 1219番地	生第88426号	汚泥肥料	NT汚泥堆肥1号	株式会社NTリサイ クルファーム	北海道帯広市川西町 347番地1
生第82136号	汚泥肥料	有機入り肥料・せん太 くん	相馬方部衛生組合	福島県相馬市中村字北 町63番地の3	生第88427号	汚泥肥料	月形肥料2号	月形町	北海道釧路市都月形町 1219番地
生第82139号	汚泥肥料	IKO	有限会社メツク	鹿児島県いちき串木野 市八房2910番地1	生第88431号	汚泥肥料	綾波肥	綾町	宮崎県東諸県郡綾町大 字南保515番地
生第85686号	化成肥料	ジジアン・有機入り化 成肥料YH28210号	ゆたか化学株式会社	茨城県結城市若宮8番 地40	生第88432号	汚泥肥料	しおさい1号	唐津市	佐賀県唐津市西城内1 番1号
生第85691号	化成肥料	くみあいMR有機入り 化成133K	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁 目3番1号	生第88444号	化成肥料	芋・豆専用肥料	新日本アグリシンステ ム株式会社	千葉県成田市潮川1245 番地